

事業実施で雇用した労働者を、引き続き正規労働者として雇い入れた場合、一時金が支給されます。

愛知県又は市町村が行うふるさと雇用再生特別基金事業を受託している事業主が、受託事業実施にあたり新たに雇い入れた労働者を、引き続き正規労働者として雇い入れた場合、一人当たり30万円の一時金を支給します。

1 申請及び支給の対象

- (1) 一時金の申請ができるのは、次のいずれにも該当する事業主です。
 - ア 県又は市町村のふるさと雇用再生特別基金の委託事業を実施する事業主又は再委託を受けた事業主
 - イ 委託事業の実施にあたり新たに雇い入れた者を委託事業の終了の日までの間に、期間の定めのない労働契約を締結し、当該事業所において正規労働者として位置付けた者（以下「対象労働者」という。）を委託事業終了後も引き続き雇い入れる事業主
 - ウ 対象労働者を支給申請日時点において雇用している事業主
- (2) 支給の対象となる事業主は、(1)に加え、支給決定日時点において対象労働者を雇用していることが必要です。

2 支給額

対象労働者1人につき30万円

3 申請書提出

事業主からの申請が必要です。

- (1) 申請書提出先
 - 県委託事業は、各委託事業担当課
 - 市町村委託事業は、当該市町村
- (2) 提出期間
 - 平成23年度中に正規労働者として雇い入れた場合
 - ⇒ 平成24年2月1日から3月1日まで
 - ※ 平成23年度については平成24年3月1日までの間に正規労働者として雇い入れることが必要です。
 - (平成24年3月2日以降の雇入れは申請対象外となります。)

4 支給時期

平成 23 年度中に正規労働者として雇い入れた場合

⇒ 平成 24 年 5 月（予定）

※ その他詳細（申請書類、申請後の手続き）については、県の各委託事業担当課又は当該市町村から御説明します。